

千葉労働局版

〈令和 8 年度 業務改善助成金申請にあたっての注意事項〉

以下の内容をご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

1 申請書類について

申請書に添付する必要がある書類をまとめた「**【令和 8 年度】交付申請チェックリスト（千葉労働局版）**」を千葉労働局のホームページに掲載しています。

チェックリストに記載されている提出書類については全て提出されないと申請を受理することができず、申請書類一式を返戻させていただくことがありますので、必ずチェックリストにて申請書内容の確認をお願いいたします。

特に、今年度は申請期間が短く、申請が集中することが予想されます。

以下の点につきましてあらかじめご了承ください。

- ・ 返戻に際して、事前連絡を行わない場合があります。
- ・ 郵送で返戻するため、返戻する申請書類の到達には一定の期間を要します。その結果、賃金引上げ日や申請期限を徒過してしまい申請の機会が失われてしまうおそれがありますので、**申請書の記入漏れ及び資料の添付漏れがないように期限には余裕をもって申請してください。**

2 賃金台帳について

申請書に添付する賃金台帳については、給与明細ではなく、必須事項（労働基準法施行規則第 54 条に基づく①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥法定外労働時間数、法定休日労働時間数、深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとの金額、⑧一部控除がある場合はその額）が網羅されている賃金台帳の提出をお願いします。

*「引上げ労働者数」の対象とならない労働者（雇用保険被保険者ではない労働者等）分は添付する必要がありません

3 令和 7 年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は**助成対象外**となりました。
- ・ 引上げる対象労働者は**雇用保険被保険者**が対象となりました。
- ・ 物価高騰要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近 3 カ月間のうち任意の 1 月」から「**最近 6 カ月間平均**」になりました。

【問い合わせ先】

千葉労働局 雇用環境・均等室

賃金調査員

電話 043-306-1860